

令 8 香南市監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 8 年 2 月 19 日

香南市監査委員 有 岡 正 博

同 安 岡 敬 子

同 中 屋 和 彦

令和 7 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠した。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和 7 年 11 月 7 日（金）から 19 日（水）まで

3 監査の対象事項

令和 6 年度 負担金補助及び交付金(市単独補助金)のうち、監査委員が選定したもの

4 監査の対象課

企画財政課、防災対策課、地域支援課、福祉事務所、高齢者介護課、健康対策課、
上下水道課、農林水産課、商工観光課、建設課、消防本部、学校教育課、生涯学習課、
香我美支所、夜須支所、赤岡支所、吉川支所

5 監査の内容

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

ア 財政的援助の決定

- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続、交付要綱等
- ウ 補助金等の効果及び条件の履行の確認
- エ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課室へ提出した補助金等の交付申請書
- オ 事業計画
- カ 収支の会計経理、出納関係帳簿の整備、領収書等の証拠書類の整備、保存
- キ 事業実績報告書、精算報告
- ク その他

6 監査の着眼点

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

- ア 財政的援助の決定は法令等に適合しているかどうか。
- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かどうか。
- ウ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか。

7 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 財政援助団体関係

今回の監査は、財政援助団体関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から聴取し監査を行った。

おおむね規定どおり執行されているが、一部の課においては、関係書類の不備・不足が散見され、組織内のチェック体制が十分でない状況が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 民生委員児童委員協議会補助金について（福祉事務所）

指摘事項：協議会の決算書の決算額に誤りがある。

収支決算書を精査したところ、一部の民生委員児童委員協議会において、翌年度繰越額と通帳の年度末の残高が合致しておらず、その原因は、決算の支出金額の誤りであった。協議会の総会でこれは承認されており、市の補助金の検査でも見過ごされていた。繰越額と決算時の通帳残高との合致は当然のことであり、適正に検査が行われたとは言い難い。

この補助金については、昨年度の定期監査においても、適正に検査が行われておらず、指摘をしている。昨年度の指摘内容の繰り返しとなるが、担当職員は、実績報告書に関する提出書類を十分確認し、確実な検査に努められたい。そして、誤りがあった場合には、団体への確かな指導を行われたい。

加えて、再び同じことを繰り返すことのないよう、課内のチェック体制を整え、検査の適正化を図らねたい。

(2) がけくずれ住家防災対策事業補助金について（建設課）

指摘事項：申請者の記入誤りに対し、適正な訂正を求めている。

申請者が記入する、当該補助金交付申請書中の申請額に誤りがあるものが見受けられた。実際に交付された補助金は、正しい金額で交付されていたが、申請書の中でも申請額は重要な部分であり、誤った申請額を記載した申請書は受け付けるべきではない。また、押印のある申請書中、申請額の誤りを、二重線を引いて訂正しているが、訂正印のないものなど、訂正方法が適正でない申請書等が複数見受けられた。補助金関係書類は、押印を省略し、記名又は署名のみで提出が可能となっているため、押印の有無によって訂正方法も異なってくるが、後に第三者に疑念を抱かせることのないよう、申請書に誤りがあった場合は、申請者に適正な方法による訂正を求め、申請書等の受取の際には、確実に確認を行われたい。

提案事項：内規から規程への見直し

香南市がけくずれ住家防災対策事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第2条第2項では、補助対象事業の補助率が、10分の5以内と規定している。

しかしながら、当該補助金交付申請書の中に、申請額の10分の5となる金額が100万円を超えた場合は、補助金額を100万円としているものがあつた。これは、担当課内において、内規により補助金の上限額を100万円と定め、それに基づいた運用によるものであつた。

内規は、組織内部のルールであるため、公に周知しているものではない。上限額を100万円とする旨を交付規程に明記することで金額の確認も容易となり、申請者も理解しやすい。補助金交付規程や補助金交付要綱は補助金交付決定額の根拠となるものである。交付規程の改正の検討を提案したい。

総括

今回の定期監査では、職員を含む個人が、物品購入の際に購入先の店のポイントを取得しているケースが多数見受けられた。公金である補助金を使用しての物品購入であるため、個人が私的に利益を得ることは望ましくない。ポイントの取得が避けられない場合を除いて、能動的にポイントを取得することがないよう、周知徹底願いたい。

また、翌年度への繰越金額が、交付を受けた補助金額と比して過大ではないかと感じる事業も複数見られた。自主財源がある団体には、自主財源を先に使用し、結果的に使用しなかった補助金は返還するよう指導するべきである。

補助金は、漫然と同じ額を交付し続けるものではなく、事業に見合った金額をその都度検討し、妥当な金額を交付するものであることを、補助金を所管する部署は強く意識されたい。